

譲与に際しての注意事項

富田林市使用済みパソコン等の譲与に関する要綱に基づき、市が譲与する使用済みパソコン等の物品については、以下の事項をご理解・ご同意のうえでお受け取りいただきますようお願いいたします。

1. 譲与物品はすべて「現状有姿」での提供となります。動作保証はなく、不具合や故障、破損等があっても市は一切の責任を負いません。
2. 外観上の傷、汚れ、黄ばみ、部品の欠損等がある場合があります。再資源化処理を前提とした譲与であることをご理解ください。
3. 電源ケーブルやアダプタなどの付属品が欠品している場合があります。
4. 記憶媒体（HDD、SSD など）は、情報漏洩対策のため、破碎処理を実施してください。
5. 譲与後は、所定の様式（様式第4号）により、写真記録等の提出など、再資源化処理完了報告を提出していただきます。
6. 譲与後に発生した不具合、事故、損傷等について、市は一切の責任を負いません。

上記内容をご確認の上、ご不明な点がございましたら事前にご相談ください。

【お問合せ先】 富田林市 市長公室デジタル推進室（パソコン譲与担当）

TEL：0721-25-1000 内線（510、511）